

武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センターの指定
管理者候補者について

このことについて、令和3年10月8日付で武蔵村山市公の施設の指定管理者審査委員会から別紙のとおり報告がありましたので、お知らせします。



令和3年10月8日

武蔵村山市長 山崎 泰大 様

武蔵村山市公の施設の指定
管理者候補者審査委員会
委員長 石川 浩喜

武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センターの指定管理
者候補者について（報告）

このことについて、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱（平成17年武蔵村山市訓令（甲）第16号）第2条の規定により、武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センターの指定管理者候補者を選定したので、別紙のとおり報告します。



武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センターの指定管理者候補者について
(報告)

令和3年10月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会

目 次

はじめに	1
I 審査の経過	2
1 対象施設	2
2 申請及び審査の経過	2
3 申請状況	2
II 審査の結果	3
1 審査の方法	3
2 審査の結果	3
3 審査の講評	5
III 参考資料	6
1 審査委員会設置要綱	6
2 審査委員会委員	7
3 指定管理者申請要領	9
4 審査委員会審査要領	3 1

はじめに

本報告書は、武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センターに係る指定管理者候補者選定の審査の経過及び結果等について報告するものです。

当該施設については、平成29年4月から指定管理者制度が導入され、その管理運営が行われてきたところでありますが、令和4年3月31日をもって当該指定管理の指定の期間が満了することから、次期指定管理者の申請を非公募により行いました。

指定管理者候補者の選定に当たっては、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱に基づき、審査委員会を設置し選定することとされております。

当該要綱によって設置された本審査委員会は、8月20日に会議を開催し、指定管理者指定申請をした団体の説明（プレゼンテーション）及び申請書類を基に、厳正な審査を行い、指定管理者候補者を選定いたしました。

ここに、指定管理者候補者には、武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センターの設置趣旨に沿った管理運営を行っていただき、十分な成果を上げられ市民福祉の向上が図られることを期待するものです。

令和3年10月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会

委員長 石川 浩 喜

職務代理 神子 武 己

委員 神山 幸 男

委員 鈴木 義 雄

(順不同)

I 審査の経過

1 対象施設

武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センター
(武蔵村山市学園四丁目5番地の1)

2 申請及び審査の経過

期 日	経 過
令和3年 6月 1日(火)	申請要領の配布
令和3年 7月30日(金)	指定申請書の收受
令和3年8月20日(金)	審査委員会 1 報告事項 (1) 委員長代理の指名について (2) 審査委員会の会議の取扱い等について 2 議 題 (1) 精神障害者地域活動支援センターの 指定管理者候補者の審査について (2) その他

3 申請状況

次の団体から指定申請書の提出がありました。
医療法人社団 円祐会

II 審査の結果

1 審査の方法

審査委員会では、審査要領に基づき、申請団体の名称を明らかにするとともに当該団体が申請要領に示された応募資格等を満たしていることを確認した上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容及び当該団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）をもとに、あらかじめ定められた審査基準に従って審査、選定を行いました。

審査の方法は、提出書類による審査の結果並びに当該団体による提出書類の内容に関する説明及び質疑応答の結果に基づき、個別に各委員が審査基準の各項目について1点から5点までの点数を付すこと（以下「採点」という。）により行いました。

選定に当たっては、各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（以下「評点」という。）の合計が過半点に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とすることとしました。

2 審査の結果

審査委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センターの指定管理者候補者として選定しました。

指定管理者候補者 医療法人社団 円祐会
所在地 : 杉並区下井草一丁目10番5号
代表者 : 理事長 塩入 祐世

武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センター指定管
理者候補者選定基準

—審査の結果—

選 定 基 準	医 療 法 人 社 団 円 祐 会
1 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。(10点)	6.5
(1) 関係する法律、条例などに基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	3.5
(2) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	3.0
2 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。(30点)	20.2
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	4.0
(2) 施設の現状を正しく認識し、今後のあり方について具体的かつ適切な提案があるか。	3.3
(3) 自主事業計画書の内容は適切か。	3.8
(4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。	2.8
(5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	3.3
(6) 苦情受付体制が整備されているか。	3.0
3 管理に要する経費の縮減を図るものであること。(20点)	12.9
(1) 総合的に収支予算が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	3.3
(2) 経費節減のための方策は適切か。	3.3
(3) 人件費の設定は適切か。	3.3
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	3.0
4 管理を安定して行う能力を有するものであること。(20点)	14.4
(1) 法人の経営状況に問題はないか。	3.8
(2) 施設の管理業務に係る職員体制(管理体制・研修計画・緊急時の対応)は十分なものか。	3.3
(3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。	3.5
(4) 同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を期待できるか。	3.8
5 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。(10点)	6.8
(1) 関係機関や地域住民との連携及び協力を行うことが期待できるか。	3.5
(2) 利用者の障害特性に応じた支援を行うことが可能か。	3.3
6 その他、当事業を行う法人として適正であること。(10点)	7.0
(1) 将来的に事業を更に充実させていく能力があるか。	3.0
(2) 総合的に精神障害者施設を適切に運営していく能力があるか。	4.0
合 計 点 数 (計100点)	67.8

※ 合計が過半点を満たし評点の小計のいずれもが満点の10分の3を満たすため合格とする。

3 審査の講評

選定された団体については、管理運営に関する基本的な考え方が、武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センターの設置趣旨や指定管理者制度の導入意図に合致していたほか、中立性・公平性の確保の観点からも適当な団体であると判断しました。

特に、平成14年度から平成28年度までの事業受託や、平成29年度から現在に至るまでの指定期間中に利用者及び地域との間に培ってきた信頼関係に基づく安定した事業運営については評価できるものです。

また、法人が市内で運営している生活訓練施設や共同生活援助施設等と連携が図られており、自立支援や就労移行支援がきめ細やかに実施されていることを確認しました。

今後は、利用者と地域住民との交流を推進し、精神障害者の福祉を増進する事業のより一層の充実を期待します。

Ⅲ 参考資料

1 審査委員会設置要綱

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱

〔平成 17 年武蔵村山市
訓令（甲）第 16 号〕

（設置）

第 1 条 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年武蔵村山市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条ただし書の規定により公募によらずに指定管理者に公の施設の管理を行わせようとする場合における条例第 4 条第 1 項の規定による指定管理者の候補者の選定を行うため、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設（以下「当該公の施設」という。）ごとに置くものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、複数の当該公の施設について一の審査委員会を置くことができる。

（所掌事項）

第 2 条 審査委員会は、条例第 2 条ただし書の規定により公募によらずに公の施設の管理を行わせようとする団体が条例第 3 条の規定によりした申請の内容を審査し、当該団体（以下「申請団体」という。）を指定管理者の候補者とすることの適否について市長に報告する。

（組織）

第 3 条 審査委員会は、委員長及び委員 3 人をもって組織する。

2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 副市長

(2) 委員 企画財政部長、総務部長及び当該公の施設の所管部長

（委員長）

第 4 条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、非公開とする。

3 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(説明の聴取)

第6条 審査委員会は、指定管理者の候補者の選定に必要と認めるときは、申請団体の代表者又はその関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、当該公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則 略

2 審査委員会委員

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
石 川 浩 喜	副市長	委員長
神 子 武 己	企画財政部長	職務代理
神 山 幸 男	総務部長	
鈴 木 義 雄	当該公の施設の所管部長	

(順不同)

3 指定管理者申請要領

武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動
支援センター指定管理者申請要領

武 蔵 村 山 市

要領の趣旨

武蔵村山市（以下「市」という。）は、市内在住の精神障害者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第27項に規定する地域活動支援センターとして、精神障害者地域活動支援センター事業を平成14年度から実施している。

市では、当該センターの設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、平成29年4月から指定管理者制度を導入しているが、令和4年度からの新たな指定期間の開始に向け、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号。以下「手続条例」という。）第3条の規定による申請に関する必要な事項を本要領により定めるものとする。

第1 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
武蔵村山市精神障害者地域活動支援センター	武蔵村山市学園四丁目5番地の1 武蔵村山市民総合センター2階

2 事業の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の21に規定する支援を実施している。

3 施設の規模等

建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階建 延床面積6,009.37㎡ (武蔵村山市民総合センター全体)
延 床 面 積	武蔵村山市民総合センター2階の一部49.59㎡
施設の内容	面談室、オープンスペース及び事務室

4 施設利用の状況

項 目	人 数
オープンスペース利用者	2,732人
プログラム参加者	58人
精神保健福祉相談事業利用者	12,169人

(令和2年度実績)

第2 管理運営の条件

1 管理運営の基本方針

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、以下の基本方針に基づいて施設の管理運営を行うこと。

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、精神障害者地域活動支援センターの設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保すること。
- (3) 利用者の意見及び要望を適切に管理運営に反映し、サービス向上に努めること。
- (4) 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営に努めること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。

2 指定予定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 管理運営の基準

(1) 利用時間

次の表のとおりとする。

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

種 別	利用時間	
地域活動支援センター	火曜日から金曜日まで	午前10時から午後8時まで
	土曜日及び日曜日	午前10時から午後6時まで
精神保健福祉一般相談	火曜日から金曜日まで	午前10時から午後6時まで
	土曜日及び日曜日	午後2時から午後6時まで

(2) 休館日

次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

ウ 1月2日及び同月3日

エ 12月29日から同月31日までの日

(3) 管理業務に従事する職員の配置基準

ア 事業責任者（施設長） 1人

イ 精神保健福祉士 1人以上

ウ 指導員 3人以上

エ 相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省

令第27号)第3条第2項に規定する相談支援専門員をいう。) 1人以上(ただし、事業責任者又は精神保健福祉士と兼ねることができる。)

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

ア 法第77条第1項に規定する地域生活支援事業の地域活動支援センター機能強化事業I型

(7) 精神障害者に対する創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進並びに日常生活及び社会生活に必要な便宜の供与に関する事(必要に応じて、電話、面接、訪問等により、常に利用者の健康状態や置かれている環境の把握に努め、利用者個々の状況に応じた住居、就労、食事、服薬、金銭管理等の日常生活上の課題に対して個別具体的な援助、公共サービス、福祉サービス等の情報提供や利用に関する相談、指導を行う。)

(4) 精神障害者の医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成並びに障害に対する理解促進を図るための普及啓発

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第47条第3項及び第4項に規定する精神保健福祉一般相談事業

(7) 精神障害者の自立及び社会参加を支援するための総合的な相談に関する事。

(4) 精神障害者の福祉サービスの利用の援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助及び専門機関の紹介

ウ 施設利用者の登録に関する事務

エ 施設利用者が負担する法による自己負担金の徴収事務及び甲への納入

オ 関係団体(武蔵村山市、保健所、武蔵村山市福祉事務所、医療機関、障害福祉サービス事業所、家族会、障害者団体等)の連携による支援体制の構築及び連絡会議の開催

(5) 指定管理業務実施に当たっての留意事項

ア 日常生活に関する支援及び指導

指定管理者は、利用者の障害の程度や個性に応じ、自立に必要な日常生活や余暇活動における社会適用能力を伸ばさせる生活支援を自ら企画し、実施する。

業務の実施に当たっては、必要に応じて、電話、面接、訪問等により、常に利用者の健康状態や置かれている環境の把握に努め、利用者個々の状況に応じた住居、就労、食事、服薬、金銭管理等の日常生活上の課題に対して個別具体的な援助、公共サービス、福祉サービス等の情報提供や利用に関する相談、指導を行うこと。

イ 対人関係構築のための支援及び指導

ひきこもりがちな障害者に対し、その心身の状況に応じて電話や訪問によりコミュニケーションを図りながら施設の利用を促進し、会話や相談、利用者同士の交流を通して対人関係の構築に関する支援及び指導を行うこと。

ウ 創作的活動又は生産活動の機会の提供

指定管理者は、利用者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう創作的活動又は生産活動を自ら企画し、実施する。

エ 地域交流の場の提供

指定管理者は、障害の有無に関わらず、共に支え合い、共生する社会の実現に向け、地域と交流する各種行事を自ら企画し、実施する。

オ 関係機関との連絡・調整

指定管理者は、障害福祉サービス事業者、医療機関等利用者のライフステージに応じた保健、医療、福祉、教育、就労等、様々な関係機関との連絡調整を行い、情報の共有や協議を行い、利用者の生活支援を行うこと。

(6) 個人情報の保護及び情報公開における指定管理者の責務

ア 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号）の規定を遵守し、個人情報の保護に関し適切な措置を講じなければならない。指定管理者が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

イ 情報公開

指定管理者は、武蔵村山市精神障害者地域活動支援センターの管理運営に関する情報を公開するために、必要な措置を講じなければならない。

指定管理者は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）に準拠した規程を設けなければならない。

(7) 次に掲げる法令等の規定を順守すること。

ア 法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び施行規則

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

オ 手続条例及び武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年武蔵村山市規則第38号）

カ 個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

キ 武蔵村山市個人情報保護条例及び武蔵村山市個人情報保護条例施行規則（平成18年武蔵村山市規則第25号）

ク 武蔵村山市情報公開条例及び武蔵村山市情報公開条例施行規則（平成18年武蔵村山市規則第27号）

ケ 武蔵村山市暴力団排除条例（平成24年武蔵村山市条例第34号）

コ 武蔵村山市精神障害者地域活動支援センター事業運営規則（平成29年武蔵村山市

規則第8号)

(8) その他

ア 賠償責任保険（死亡時の保険金額3,000万円以上）に加入すること。

イ 法に規定する地域生活支援事業に要する費用及び実費の徴収等の事務分担は次のとおりとする

項目	市	指定管理者
支給（利用）の決定	○	
利用者の利用調整		○
実費の徴収		○
実費以外の歳入		○

※1 地域生活支援事業費の支給決定は、市が行う。

※2 精神障害者の創作的活動及び生産活動の機会の提供、社会との交流促進並びに日常生活に必要な便宜の供与の利用に係る料金の徴収は指定管理者が行い、別に定めるところにより市に納入する。

ウ 指定管理期間中に、事業の拡充その他の事由が生じたときは、別途協議する。

4 管理運営に要する経費

(1) 指定管理料

市は、予算の範囲内において管理業務に係る委託料（以下「指定管理料」という。）を指定管理者に支払う。指定管理料の限度額については、地方自治法第214条に規定する債務負担行為により設定し、当該設定額は、指定管理業務の適正な水準を確保するため、指定管理者の候補者から申請時に提出された収支予算書等に基づき適切に算出した指定期間全体の指定管理料の総額とする。

なお、指定期間中各年度の指定管理料については、債務負担行為の設定額を上限に市と指定管理者が協議を行い、各年度の予算編成において決定する。

(2) 支払方法及び経理方法

ア 支払方法

指定管理料は、会計年度ごとに、指定管理者からの請求に基づき、分割して支払う。

なお、支払の方法、回数については、市と指定管理者が協議して定める。

イ 経理方法

指定管理者は、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分すること。

なお、当該経費及び収入については専用の口座で管理すること。

5 市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者の責任分担については、おおむね次の表のとおりとする。詳細については、協定締結の際に定める。

項 目		市	指定管理者
施設の運営（苦情対応、運営に係る総務及び経理業務を含む。）			○
災害時対応（※1）		○ 指示	○
災害復旧		○	
施設、設備等の大規模修繕（50万円以上）		○	
備品（※2）	新規購入		○
	修繕		○
利用者に対する賠償責任		○	○
施設、設備等の損傷の回復		○	○
包括的管理責任		○	

※1 指定管理者は、利用者に対する第一次的な責任を有し、施設又は利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに市に報告する義務を負う。

※2 市が配置した備品は、指定管理者が管理すること。新規で購入を要するものについては、原則として指定管理者が調達すること。なお、指定管理者が調達した備品の帰属については別途協議するが、購入に当たっては事前に市に報告すること。

第3 申請の手続

1 申請書の提出

(1) 申請受付期間

申請書の提出は、令和3年7月9日（金）から同年7月30日（金）まで（祝日、土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出先

武蔵村山市健康福祉部障害福祉課（武蔵村山市民総合センター1階）

住所 〒208-8502 武蔵村山市学園四丁目5番地の1

電話 042-590-1185

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、締切日に必着のこと）で提出するものとする。

ファクシミリ、電子メール等による提出は、認めない。

(4) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

2 提出書類

	書類の名称	様式
1	指定管理者指定申請書	第1号様式
2	事業計画書（5年間）	指定様式1
3	収支計画書（5年間）	指定様式2
4	法人の定款	任意様式
5	法人の登記事項証明書（全部証明）	当該証明書
6	法人の経営状況を示す書類 (1) 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの（直近3年分） (2) 財産目録及び事業報告書又はこれに類する（直近1年間） (3) 令和3年度の法人の事業計画書及び収支予算書	任意様式
7	納税証明書 (1) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3） (2) 都税（法人事業税、法人市民税）に係る納税証明書 (3) 市税（法人市民税）に係る納税証明書	当該証明書
8	法人の就業規則又はこれに準ずる定め（直近1年間）	任意様式

3 申請に係る留意事項

(1) 虚偽又は不正の記載

申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。

(2) 申請の辞退申請書類の提出後に申請を取り下げようとする場合は、書面にて辞退届（任

意様式)を提出すること。

(3) 申請書類の取扱い

ア 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

イ 申請書類の著作権は申請団体に帰属する。ただし、指定管理者制度による施設の管理内容の公表及びその他市が必要と認める場合には、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。

ウ 提出書類の提出後は、その内容を変更し、又は追加することができない。

第4 指定管理者候補者の選定

1 審査基準

資料「武蔵村山市精神障害者地域活動支援センター指定管理者候補者審査基準」のとおり

2 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、手続条例等の規定による選定基準に基づき、提出された申請書類及びプレゼンテーションの2段階による審査を行い、申請をした法人が審査基準を満たすときには、当該法人を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 審査

令和3年8月中に審査を行い、指定管理者候補者1団体を選定する。

(2) 審査方法

ア 書類審査

イ プレゼンテーション

提出された事業計画書等を基にプレゼンテーション（約20分）及び質疑応答を行う。

(3) 選定結果の通知等

審査委員会の選定結果に基づき、市長は指定管理者の候補者を決定する。選定結果については、申請をした法人に通知する。

3 選定基準

- (1) 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。（10点）
- (2) 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。（30点）
- (3) 管理に要する経費の縮減を図るものであること。（20点）
- (4) 管理を安定して行う能力を有するものであること。（20点）
- (5) 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。
(10点)
- (6) その他当事業を行う法人として適正であること。（10点）

第5 指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された法人は、令和3年第4回市議会定例会（予定）での議決を経て、正式に指定管理者として指定する。

2 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理等に関する細目的事項を協議の上、指定期間全体に関する基本的事項を定めた基本協定及び年度ごとの指定管理料等を定めた年度協定を締結する。

(1) 基本協定の主な項目

- ア 指定予定期間に関する事項
- イ 施設及び備品に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 個人情報の取扱いに関する事項
- カ 損害賠償に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 業務の引継ぎに関する事項
- ケ その他必要な事項

(2) 年度協定の主な項目

- ア 当該年度の事業実施に関する事項
- イ 市が負担する指定管理料に関する事項
- ウ その他必要な事項

3 留意事項

(1) 指定の取消し

市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(2) 管理業務の継続が困難となった場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、市は、その指定を取り消すことができる。この場合において、指定管理者は、市に生じた損害を賠償するものとする。

イ 指定管理の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、その継続の可否について両者協議の上、市は、その指定を取り消すことができる。

- (3) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合
市及び指定管理者は、双方が誠意を持って協議するものとする。
- (4) 施設等の変更及び原状回復
指定管理者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。
また、指定期間が満了したとき又は指定を取り消されたとき等は、施設等を直ちに現状に回復するものとする。
- (5) 業務の引継ぎ等
ア 指定管理者は、協定の締結後、速やかに業務を引き継ぎ、研修等の事前準備を行うものとする。なお、事前準備に要した費用は、指定管理者の負担とする。
イ 指定期間の満了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、管理運営に支障がないよう、円滑な引継ぎに協力し、必要な資料等について提供するものとする。
- (6) 第三者への委任の禁止
指定管理者は、管理業務を自ら行うことを原則とし、一括して第三者に委託することはできない。
- (7) 各種保険への加入
指定管理者は、施設賠償責任保険等必要な保険に加入するものとする。
- (8) モニタリングの実施
市は、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に伴い、各種報告書、利用者アンケート調査、実地調査等により、指定管理者による施設の管理が適正かつ確実に履行されているかについての確認及び評価（以下「モニタリング」という。）を行う。
ア モニタリングの内容は、次のとおりとする。
（ア） 「事業報告書」による実施（年12回 毎月）
（イ） 「利用者アンケート調査」の実施（年1回 おおむね10月）
（ウ） 「定期実地調査」の実施（年2回 おおむね8月・2月）
（エ） 「管理業務の総括評価（自己評価）」の実施（年1回 おおむね翌年7月）
イ 各種報告書、利用者アンケート調査及び管理業務の総評価については、指定管理者の責任と費用により実施し、市に提出するものとする。
ウ モニタリングの実施時期、回数等具体的な内容については、協定締結後、市と指定管理者が協議して定めることとする。
エ モニタリングにより改善すべき事項が認められたときは、市は、指定管理者に対し必要な指導、指示を行う。

武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センター指定管理者候補者選定基準

選定基準	評定				
1 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。 (10点)	小計 点				
(1) 関係する法律、条例などに基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5	4	3	2	1
(2) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	5	4	3	2	1
2 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。 (30点)	小計 点				
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	5	4	3	2	1
(2) 施設の現状を正しく認識し、今後のあり方について具体的かつ適切な提案があるか。	5	4	3	2	1
(3) 自主事業計画書の内容は適切か。	5	4	3	2	1
(4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。	5	4	3	2	1
(5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	5	4	3	2	1
(6) 苦情受付体制が整備されているか。	5	4	3	2	1
3 管理に要する経費の縮減が図れるものであること。 (20点)	小計 点				
(1) 総合的に収支予算が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	5	4	3	2	1
(2) 経費節減のための方策は適切か。	5	4	3	2	1
(3) 人件費の設定は適切か。	5	4	3	2	1
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	5	4	3	2	1
4 管理を安定して行う能力を有するものであること。 (20点)	小計 点				
(1) 法人の経営状況に問題はないか。	5	4	3	2	1
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	5	4	3	2	1
(3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。	5	4	3	2	1
(4) 同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を期待できるか。	5	4	3	2	1
5 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。 (10点)	小計 点				
(1) 関係機関や地域住民との連携及び協力を行うことが期待できるか。	5	4	3	2	1
(2) 利用者の障害特性に応じた支援を行うことが可能か。	5	4	3	2	1
6 その他、当事業を行う法人として適正であること。 (10点)	小計 点				
(1) 将来的に事業を更に充実させていく能力があるか。	5	4	3	2	1
(2) 総合的に精神障害者施設を適切に運営していく能力があるか。	5	4	3	2	1
合 計 点 数	点				

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者氏名
連絡先

⑩

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称
武蔵村山市精神障害者地域活動支援センター
- 2 関係書類
別紙のとおり

（日本産業規格A列4番）

〈施設の管理業務に対する基本方針〉

〈指定管理者の指定を申請した理由〉

〈施設の現状に対する認識及び今後のあり方〉

〈施設の管理業務に係る職員体制等〉

1 職員体制

	職名 (常勤・非常勤の別)	氏名	年齢	①担当職務 ③資格の状況	②勤務体制 ④精神障害業務の経験
1	事業責任者 (施設長) 常勤				
2	(常・非)				
3	(常・非)				
4	(常・非)				
5	(常・非)				
6	(常・非)				
7	(常・非)				
8	(常・非)				
9	(常・非)				
10	(常・非)				

※ 年齢は令和3年4月1日現在とする。

※ 資格証明書を添付すること。

※ 常勤、非常勤の区分は、常勤換算表によること。

※ 別に管理運営体制の組織図を添付すること (A4サイズ様式自由)。

※ 都からの「指定通知書」及び「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写しを添付すること。

2 研修計画

3 緊急時の対応

(1) 防犯、防災に対する態勢

(2) その他の緊急事態に対する態勢

〈情報の公開を行うための措置〉

〈個人情報を保護するための措置〉

4 苦情受付体制について

5 経費節減のための方策

6 管理業務のうち再委託する業務

〈類似施設の運営実績〉

〈自由欄〉 特にPRしたい事項を自由に記入ください。

No. 6

指定様式 2

収 支 計 画 書 (年度)

1 収入

単位：千円

項目			金 額
大項目	中項目	小項目	

2 支出

項目			金 額
大項目	中項目	小項目	

各年度について作成してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

4 審査委員会審査要領

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会審査要領

第1 趣旨

この要領は、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱（平成17年武蔵村山市訓令（甲）第16号。以下「要綱」という。）により設置する武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）における指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 総則

1 審査の対象施設

武蔵村山市精神障害者地域活動支援センター

2 審査委員会の委員

審査委員会の委員は、要綱第3条第2項の規定により、次の表に掲げるとおりとする。

氏名	区分	備考
いしかわ ひろき 石川 浩喜	副市長の職にある者 (要綱第3条第2項第1号該当)	委員長
かみこ たけし 神子 武己	企画財政部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	職務代理
こうやま ゆきお 神山 幸男	総務部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	
すずき よしお 鈴木 義雄	当該公の施設の所管部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	

3 審査の基準

審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。
- (2) 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。
- (3) 管理に要する経費の縮減が図れるものであること。
- (4) 管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (5) 障害福祉に対する熱意があり、利用者に適切なサービスの提供が行えるものであること。
- (6) その他、当事業を行う法人として適正であること。

第3 審査及び選定の方法

1 通則

選定は、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容及び当該団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を基に採点方式の総合評価により行う。

2 説明（プレゼンテーション）

申請団体から20分以内で提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を受け、その後、10分程度の質疑応答を行う。

3 審査基準

審査は、第2の3の審査の基準を踏まえて別に定める指定管理者候補者審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、各項目について5段階評価により1点から5点までの点数を付することにより行う。

4 審査及び選定の手続

申請団体による説明（プレゼンテーション）の終了後、各委員は審査基準に基づき個別に審査及び採点を行う。

各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）の合計が過半点に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とする。

第4 選定結果の公表等

選定結果については、申請団体に通知するとともに、市のホームページにおいてその概要を公表する。ただし、公表することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないものとする。